

税理士をもっと身近に

税理士は身近な税の専門家です。税金に関することはどんなことでも、気軽に税理士にご相談ください。税理士の仕事には、次のものがあります。

税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類をあなたに代わって作成します。

e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき相談に応じます。

会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する業務を行います。

補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述（出廷陳述）します。

会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

社会貢献

税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門的知識や経験を活かし社会貢献に努めています。

「税を考える週間」や「確定申告期間」における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事の調停制度や成年後見制度への参画等を行っています。

こんな時は税理士にご相談ください

例えば

- 事業を始めたい、会社を設立したい……
- 個人事業を法人にしたいが……
- 帳簿のつけ方が分からない……
- 今まで自分で確定申告をしてきたが、どうも難しく……
- 株式を売却して損が出たが……
- 不動産を買い換えたい……
- マイホームを手に入れた……
- 子どもに住宅資金を出してやりたいが……
- そろそろ相続対策を検討しなければ……
- 親族が亡くなったが相続税はどうなるのだろうか……
- 離婚で財産分与をするのだが……
- 消費税の納税義務があるかどうか分からない……

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。この義務は、税理士をやめたのちでも続きます（税理士法第38条）。安心してご相談ください。



新しい時代に向かって、
税理士はチャレンジしています！

税理士は、税の専門家として

- 現物出資にかかる財産評価の**評価証明者**として
- 都道府県や市町村における税金の用途をチェックする**外部監査人**として
- 地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として
- 成年後見制度の**後見人**として
- 政治団体の**登録政治資金監査人**として
- 中小企業経営承継円滑化法の遺留分に係る合意価額の**証明者**として

それぞれ税理士が有資格者として明記されています。新しい時代に向かって、より多くの場面で皆さまのお役に立てるよう、税理士はチャレンジしています。



税理士は身近な税の専門家



税金については事前に正しい知識を得ておきましょう。
税理士事務所・税理士会の相談所でお尋ねください。



北海道税理士会

〒064-8639 札幌市中央区北3条西20-2-28
北海道税理士会館3階 ☎011-621-7101
<http://www.do-zeirishikai.or.jp>

東北税理士会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-2-40
税理士会館 ☎022-222-0503
<http://www.tohokuzeirishikai.or.jp>

北陸税理士会

〒920-0022 金沢市北安江3-4-6
☎076-223-1841
<http://www.hokurikuzei.or.jp>

中国税理士会

〒730-0036 広島市中区袋町4-15
☎082-246-0088
<http://www.chuzei.or.jp>

九州北部税理士会

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-13-21
九州北部税理士会館3階 ☎092-473-8761
<http://www.kyuhokuzei.or.jp>

関東信越税理士会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13
OLSビル14階 ☎048-643-1661
<http://www.kzei.or.jp>

千葉県税理士会

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-16-12
税理士会館3階 ☎043-243-1201
<http://www.chibazei.or.jp>

東京税理士会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館 ☎03-3356-4461
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

東京地方税理士会

〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106
税理士会館7階 ☎045-243-0511
<http://www.tochizei.or.jp>

東海税理士会

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階 ☎052-581-7508
<http://www.tokaizei.or.jp>

名古屋税理士会

〒464-0841 名古屋千種区覚王山通8-14
税理士会ビル4階 ☎052-752-7711
<http://www.meizei.or.jp>

近畿税理士会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
☎06-6941-6886
<http://www.kinzei.or.jp>

四国税理士会

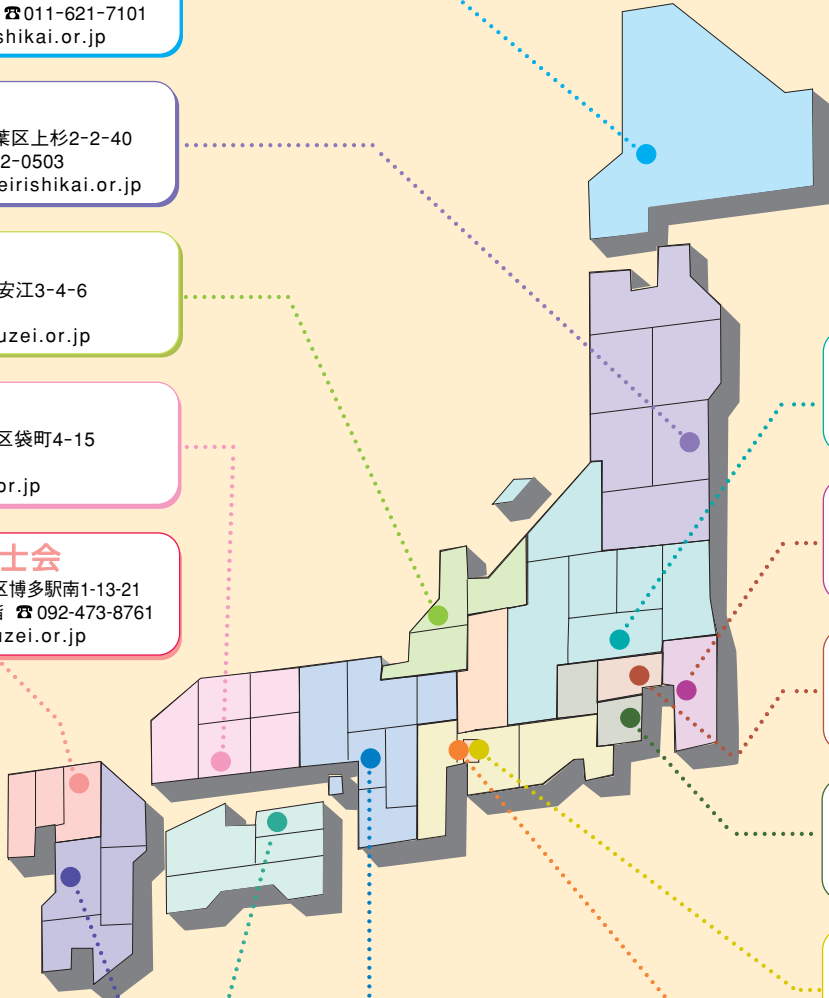
〒760-0017 高松市番町2-7-12
☎087-823-2515
<http://www.shikoku-zei.or.jp>

南九州税理士会

〒862-0971 熊本市大江5-17-5
☎096-372-1151
<http://www.mkzei.or.jp>

沖縄税理士会

〒901-0152 那覇市小祿1831-1
沖縄産業支援センタービル7階 ☎098-859-6225
<http://www.okizei.or.jp>



●お近くの税理士・税理士会にお気軽にご相談ください。